



栃木県公報

平成27年
10月22日(木)
号外
第71号

目次

告示

○鳥獣保護区の存続期間の更新..... 1
○特定猟具使用禁止区域の指定..... 6
○銃猟禁止区域の指定に関する告示の廃止..... 16

告示

栃木県告示第492号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月22日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の存続期間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
大 沢 鳥 獣 保 護 区	1 区域 日光市清原地内の県道氏家今市線と市道今1010号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道今1024号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道今1023号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道宇都宮船生藤原線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道氏家今市線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道今1020号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道今市青少年スポーツセンター線の起点に至り、同所から同県道を南進し一般国道119号線との交点に至り、同国道を北西に進み市道今1010号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 1,850ヘクタール	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 大沢鳥獣保護区は日光市東部に位置し、平地林と農耕地を中心に住宅地が散在する地域である。大室平地林をはじめ多くの森林が存在しており、キセキレイなどを始め多くの種の鳥類が生息している。 このため、当地域は野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。
芦野・伊王野鳥獣保護区	1 区域 那須郡那須町大字伊王野地	平成27年11月1日から平成	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地

	<p>内一般国道294号と町道伊王野下町線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北に進み町道芦野中央線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み林道芦野蕨沢線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み林道米沢線との交点に至り、同所から林道米沢線を南西に進み町道河原町～上町線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道伊王野下町線との交点に至り、同所から町道伊王野下町線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 325ヘクタール</p>	<p>37年10月31日まで</p>	<p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 芦野・伊王野鳥獣保護区は、八溝県立自然公園内に位置し、八溝の森林と学校施設、寺社等を内包している。 区域内の林況は、大部分がスギヒノキ等の造林地であるが、広葉樹林も点在しており野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。 このように、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
<p>薬 利 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須郡那珂川町薬利地内県道矢板那珂川線と町道薬利柳林線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し同902番地に至り、同所から同899番地との山林の尾根に向かって北西に140m進み更に同所から90m北進し同945-3番地の山林と耕地の境界線に至り、同所から尾根に向かって北進し、更に尾根伝いに東進し町道薬利柳林線に至り、同所から同946-1番地及び951-1番地の山林の尾根を南東に進み町道浄法寺線に至り、同所から同町道を越えさらに同975-1番地の山林の峰に至り、さらに南西に進み歩道に至り、同所から歩道を南西に進み町道薬利林線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 8ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 薬利鳥獣保護区は、那珂川町の西部に位置し、南西部には農地、北東部は緩やかな森林となっている。ヒヨドリやメジロなどを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>

<p>両 崖 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 足利市本城1丁目地内市道両崖通りと県道足利環状線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道本城2丁目15号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本城足利高校通りとの交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道足利環状線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み織姫神社前を経て更に北西に進み市道西宮通りとの交点に至り、同所から同市道を北進し市道西宮町6号線との交点に至り、同所から同市道を北進し同市道終点に至り、同所から林道を650m北進し更に峰方向に（北方）に100m進み同市西宮町と大岩町との境界に至り、同所から尾根を東進し両崖山山頂に至り、同所から沢を東進し市道両崖通りとの交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 両崖山鳥獣保護区は足利市中心部に位置し、足利市街地に隣接した区域である。区域内にはクヌギやコナラ等のカシ類やツツジ等の多様な樹種の広葉樹林が形成されている。また鳥類ではスズメやカワラヒワ、ウグイス等が生息し、獣類ではキツネやタヌキ等が生息している。 市街地に隣接しているながら、多様な動植物が生息していること、首都圏自然歩道の歴史のまちを望むみちが通ることからも、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
<p>八 幡 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 宇都宮市塙田1丁目1番20号栃木県庁敷地南東角を起点とし、当所から県道宇都宮向田線を北西に進み市道240号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道21号線（通称競輪場通り）との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2145号線（通称赤門通り）との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 八幡山鳥獣保護区は、宇都宮市の中心地付近、栃木県庁の北側に位置し、八幡山を中心とした穏やかな丘陵地帯であり、シジュウカラ、メジロを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p>
<p>2 面積 150ヘクタール</p>	<p>2 面積 57ヘクタール</p>		

			(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。
那 須 神 社 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 大田原市南金丸地内一般国道461号と市道南金丸7号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北西に進み市道大学北線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み北金丸6号線との交点に至り、同所から同北金丸6号を北東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道旧東野鉄道線を南東に進みさらに東進し、市道小滝北金丸線の交点に至る。同点から更に同市道旧東野鉄道線を100m東進し農道分岐に至り、同所から同農道を南東に進み市道南金丸11号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みさらに南進し、市道南金丸10号線との交点に至り、同所から同南金丸10号線を西進し、市道南金丸7号線に至り、同交点から同市道南金丸7号線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 33ヘクタール</p>	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那須神社鳥獣保護区は、大田原市のほぼ中央部に位置し「金丸緑地環境保全地域」を含んだ地域である。 那須神社境内林は、スギ、ケヤキ、エドヒガン等が生い茂り、ヒバリやメジロなど野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
戸 田 調 整 池 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 那須塩原市戸田地内県道矢板那須線と市道戸田縦3号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道戸田南縦2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道戸田南横線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道戸田縦3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 28ヘクタール</p>	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 戸田調整池鳥獣保護区は、周囲を松など平地林に囲まれた地域であり、戸田調整池には、冬季にはカモ類などが多数渡来する。展望施設、遊歩道及び駐車場などが設けられており、身近に野生鳥獣を観察することができる。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに</p>

			<p>制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
<p>喜 連 川 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 さくら市喜連川地内市道K2008号と市道K3130号との交点を起点とし、同所から市道K3130号を南進し市道K3119号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道K3115号との交点に至り、同所から同市道を西進し璣光院に通じる道路（認定外道路）との交点に至り、同所から同認定外道路を西進し遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し市道K3116号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道K2008号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 31ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 喜連川鳥獣保護区は、さくら市の北東部に位置し、内川と荒川に挟まれ「喜連川緑地環境保全地域」を含んだ地区で、アオサギ、コジュケイを始めとする多様な鳥類が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
<p>那 珂 川 国 民 休 養 地 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須烏山市小木須地内の市道長手国見線と市道大海国見線との交点を起点とし同所から那珂川国民休養地の公園道路を南進し、県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を西進し自然歩道国見牧野線との交点に至り、同所から同自然歩道を北進し、市道長手国見線に通じる遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し市道長手国見線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那須烏山市の南に位置し、那珂川左岸の那珂川県立自然公園の一部を含む地域であり、展望施設、遊歩道などが整備されている。 ヒヨドリ、カワラヒワ、ホオジロなど疎林林縁性の種、シジュウカラ、コゲラなどの森林性の種、イカルチドリの水辺性の種と様々な鳥類とタヌキ、キツネ、イノシシなどの獣類が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近</p>

	<p>線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 30ヘクタール</p>		<p>な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>
<p>出 流 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 栃木市出流町地内市道118号線と市道247号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み満願寺所有山林との境界に至り、同所から同山林界を西進し栃木市と佐野市との行政界に至り、同所から同行政界を北西に進み片角観音入林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、更に南東に進み同林道の起点に至り、同所から尾根に向かって北東に進み栃木市と鹿沼市との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進み市道D246号線との交点である寺坂峠に至り、同所から同市道を南西に進み市道247号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 356ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 出流山鳥獣保護区は栃木市の北西部の山地帯に位置し、キジバトやヤマドリなどの鳥類が、アナグマやキツネ、キクガシラコウモリなどの獣類が生息する。 当該地区は多様な生物が生息しており、当該鳥獣保護区には出流ふれあいの森や満願寺を含むことから、自然とのふれあいや鳥獣の観察の場所として確保する必要があると認められる。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については市町に権限を移譲していることから、十分に連携を深め、迅速な対応となるように注意することとする。</p>

栃木県告示第493号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月22日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
<p>宇都宮中央 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 宇都宮市白沢町地内市道20607号線と県道上横倉下岡本線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道20862号線との交点に至り、同所から同市道を東進し内川との交点に至り、同所から内川を南東に進み市道20888号線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し宇都宮市下岡本町と同市平出工業団地との字界の交点に至り、同所から同字界を南東に進み宇都宮市下岡本町と同市平出町との字界の交点に至り、同所から同字界を南東に進み九郷半水路右岸との交点に至り、同所から同水路を南進し一般国道4号（新4号）との交点に至り、同所から同一般国道を南進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道426号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4919号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道428号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上三川町道2-39号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道4-132号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道2-37号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道4-134号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道4-162号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道4-044号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一級河川江川左岸に至り、同所から同河川左岸を南進し町道2-35号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道二宮宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道1-19号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道4-366号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道下岡本上三川線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み町道5-156号線との交点に至り、同所から同町道を南進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を南西に進み町道5-121号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道5-040号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1-13号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道5-043号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道5-119号線との交点に至り、同所から同町道を北進しさらに西進し一般国道4号（新4号）との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道宇都宮結城線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道</p>	<p>平成27年11月1日 日から平成37年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

2-08号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道2-06号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道3-024号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道3-011号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一般国道4号(新4号)との交点に至り、同所から同一般国道を北進し町道3-03号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道3-123号線との交点に至り、同所から同町道を北進しさらに東進し一般国道4号(新4号)との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を西進し宇都宮市道5157号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道697号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道121号(通称宇都宮環状道路)との交点に至り、同所から同一般国道を西進し市道2372号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道696号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1753号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1757号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2379号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道雀宮真岡線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道3440号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道709号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2384号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1792号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道712号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道3610号線との交点に至り、同所から同市道を南進し認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を南進し市道734号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道776号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道699号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2594号線との交点に至り、同所から同市道を南進し宇都宮市と下野市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮市と下野市と壬生町の行政界との交点に至り、同所から宇都宮市と壬生町の行政界を北西に進み市道2346号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し宇都宮市と鹿沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道805号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1330号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み鹿沼市道7231号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道0353号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7032号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道7228号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宇都宮市と鹿

	<p>沼市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み宇都宮市と鹿沼市と日光市の行政界との交点に至り、同所から宇都宮市と日光市の行政界を北東に進み県道宇都宮今市線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道大谷観音線との交点に至り、同所から同県道を北進し宇都宮市道635号線との交点に至り、同所から同市道を北進し姿川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道3353号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み県道小林逆面線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し旧宇都宮市と旧河内町との旧行政界に至り、同所から同行政界を東進しさらに北東に進み市道20083号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道氏家宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道20607号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、宇都宮水道山鳥獣保護区、瑞穂野中学校鳥獣保護区、富屋小学校鳥獣保護区、八幡山鳥獣保護区及び宇都宮市農林公園鳥獣保護区の区域を除く。）</p> <p>2 面積 19,964ヘクタール</p>		
<p>ロイヤル カントリー 真岡・二宮 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 宇都宮市宮山田町地内市道1002号線と県道小林逆面線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み通称旧田の入沢林道との交点に至り、同所から同林道を北進しゴルフ場外周道路との交点に至り、同所から同外周道路を北西に進み市道13234号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道13233号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 231ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>ツインリンク もてぎ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 芳賀郡茂木町大字鮎田字平沢1831-2番地外1839筆の本田技研工業株式会社所有の土地並びに茂木町大字飯野字放118、119、120、121-1、121-3、121-4、121-5、122、123、134-2、3182、3183、3517-7、3517-8、3518-1、3518-3、3519-1、3519-3、3519-4、字臺235-2、238-1、238-2、238-3、239-1、239-2、239-5、247、3540-2、字馬内23-3、29-1及び29-7番地の区域</p> <p>2 面積 648ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

エコパーク板戸 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 宇都宮市板戸町3625-1他154筆のエコパーク 板戸の敷地全域</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器
鹿沼中央 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 鹿沼市玉田町地内県道板荷玉田線と市道1039号 線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に 進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同 県道を東進し市道0001号線との交点に至り、同所 から同市道を北東に進み市道0027号線との交点に 至り、同所から同市道を北進し鹿沼市と宇都宮市 との行政界に至り、同所から同行政界を北進し東 進した後南進しさらに西進し市道0028号線との交 点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道 293号との交点に至り、同所から同一般国道を南 西に進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所か ら同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社日 光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進 み県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同 県道を南西に進み市道0006号線との交点に至り、 同所から同市道を南進し市道0029号線との交点に 至り、同所から同市道を西進し市道7049号線との 交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに 南西に進み一般国道121号との交点に至り、同所 から同一般国道を北西に進み市道0029号線との交 点に至り、同所から同市道を西進し一般国道121 号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に 進み市道0022号線との交点に至り、同所から同市 道を西進し市道0350号線との交点に至り、同所か ら同市道を北進し農道との交点に至り、同所から 同農道を西進し県道鹿沼環状線との交点に至り、 同所から同県道を南西に進み市道7007号線との交 点に至り、同所から同市道を南進し市道7102号線 との交点に至り、同所から同市道を南進し市道03 29号線との交点に至り、同所から同市道を西進し 市道7103号線との交点に至り、同所から同市道を 北西に進み市道7345号線との交点に至り、同所か ら同市道を北進し県道鹿沼環状線との交点に至り 、同所から同県道を西進し黒川との交点に至り 、同所から同河川右岸を南進し市道0003号線と の交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道 293号との交点に至り、同所から同一般国道を南 進し市道0301号線との交点に至り、同所から同市 道を東進し北進しさらに東進し市道0024号線との 交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮 楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進し 市道0004号線との交点に至り、同所から同市道を 東進し市道7069号線との交点に至り、同所から同 市道を南進し市道7066号線との交点に至り、同所 から同市道を東進し市道7405号線との交点に至り 、同所から同市道を南進し県道羽生田鶴田線と の交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器

7299号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道7066号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7969号線との交点に至り、同所から同市道を北西に200メートル進み壬生町羽生田地内富士山古墳に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を西進し南進し西進しさらに北進し市道9214号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道9215号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道0025号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道9023号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道9033号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道9222号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し市道0359号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道キ015号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道キ747号線との交点に至り、同所から同市道を北進し鹿沼72カントリークラブの敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北西に進み市道M062号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0201号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し大芦川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道2029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し大芦川との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し市道0320号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道8055号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道8044号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道草久粟野線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道鹿沼粟野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道ア007号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道松木沢線との交点に至り、同所から同林道を北進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し渡良瀬川森林計画区鹿沼市粟野地区61林班イ準林班とウ準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を北進し上南摩町と粟野町との町の境界に至り、同所から同境界を南東に進み県道鹿沼粟野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を

	<p>東進し県道鹿沼栗野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道0352号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2074号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5072号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道0335号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道5069号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を北進し市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進みさらに北進し市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、御殿山鳥獣保護区の区域を除く。）</p> <p>2 面積 6,033ヘクタール</p>		
下 沢 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 鹿沼市下沢地内市道2735号線と県道鹿沼日光線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み大芦川との交点に至り、同所から大芦川右岸を南東に進み同市下沢1029-62番地の農道との交点に至り、同所から同農道を西進し市道2735号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21ヘクタール</p>	平成27年11月1日 から平成37年 10月31日まで	銃 器
永 野 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 鹿沼市栗野町上永野地内県道上永野下永野線と永野川との交点（久保田橋）を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道ナ258号線との交点に至り、当所から同市道を南進し永野川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み渡良瀬川森林計画区栗野町永野地区7林班と同8林班との交点（田中橋）に至り、同所から同林班界を南進し鹿沼市と栃木市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し南栃木ゴルフ倶楽部と民有地の境界との交点に至り、同所から同境界を北進しさらに東進し永野川との交点に至り、同所から同河川右岸を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 278ヘクタール</p>	平成27年11月1日 から平成37年 10月31日まで	銃 器
板 荷 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 鹿沼市板荷地内主要地方道宇都宮今市線と鹿沼市と日光市の行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道小来川文挾石那田線との交点に至り、同所から同県道を南進し東洋グランドパーク鹿沼いずみ野ニュータウン入口との交点に至り、同所から同団地内の道路を地類界（宅地と隣地）に沿って南進更に西進し鹿沼市板荷1824</p>	平成27年11月1日 から平成37年 10月31日まで	銃 器

	<p>番地68にて市道0314号線との交点に至り、同所から同市道を南進更に西進し県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道4224号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4019号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4753号線との交点に至り、同所から同市道を西進し林道勸進坊線との交点に至り、同所から道林道を北進し鹿沼市自然体験交流センター敷地の西端との交点に至り、同所から同敷地界を北進し黒川との交点に至り、同所から同河川左岸を西に進み鹿沼市板荷3034の日枝神社西端を流れる水路との交点に至り、同所から同水路を北西に進み市道4022号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4231号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4021号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道小来川文挾石那田線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道0007号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4011号線との交点に至り、同所から同市道を東進し主要地方道宇都宮今市線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 177ヘクタール</p>		
日光市西町 特定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 日光市安川町地内市道日3217号線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同一般国道を西進し県道裏見の滝線との交点に至り、同所から同県道を西進し国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し栃木県日光森林計画区30林班イ準林班との境界に至り、同所から同準林半の南縁を東進し一級河川田母沢川との交点に至り、同所から同河川を北進し国有林との境界に至り、同所から同境界を東進し女峰山登山道に至り、同所から同登山道を東進し林道御堂山線との交点に至り、同所から道林道を南進し市道日3217号線との交点に至り、同所から同志道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 165ヘクタール</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器
パインズ日光 特定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 日光市千本木877-1番地ほか90筆のパインズ日光ゴルフ倶楽部の敷地全体</p> <p>2 面積 89ヘクタール</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器
矢板カントリー クラブ 特定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 矢板市平野1364番地1号ほか矢板カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積 120ヘクタール</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器
さくら ふれあいの郷 特定 猟 具	<p>1 区域 さくら市鍛冶ヶ澤地内市道U2-34号と市道U2-35号との交点を起点とし、同所から市道U</p>	平成27年11月1 日から平成37年 10月31日まで	銃 器

使用禁止区域	2-35号を北東に進みさくら市鍛冶ヶ澤地区と葛城地区との境界に至り、同所から同境界を南東に進みさくら市と那須烏山市との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進みさくら市道U2-34号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 60ヘクタール		
大田原ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田原市八塩517番地ほか367筆 大田原ゴルフ倶楽部の敷地全域 2 面積 148ヘクタール	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器
ゴルフ倶楽部ゴールデンウッド特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田原市北野上地内ゴルフ倶楽部ゴールデンウッドの敷地全域 2 面積 111ヘクタール	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器
佐良土特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田原市矢倉地内県道小口黒羽線と大田原市と那珂川町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を西進し南進しさらに西進し、一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し、市道佐良土12号との交点に至り同所から同市道を西進し、市道佐良土14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道旧東野鉄道線との接点に至り、同所から市道旧東野鉄道線を北東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道佐良土9号線の交点に至り、さらに農道を北西に進み市道佐良土6号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道400号との交点に至り同所から同国道を南東に進み、市道佐良土16号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道品川佐良土線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み、県道小口黒羽線との交点に至り、同所から同県道を東進しさらに南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 174ヘクタール	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器
乙連沢特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田原市羽田地内県道大田原・芦野線と市道羽田佐野線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道羽田1号線との交点に至り同所から市道羽田1号線を南東に進み、市道羽田佐野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、羽田野間線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、羽田2号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道羽田黒羽向町線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道中田原寒井線との交点に至り、さらに同市道を南東に進み、市道桧木沢9号線及び認定	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器

	<p>外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北西進み旧大田原市と旧黒羽町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進みさらに南進し、県道東小屋・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道乙連沢2号線との交点に至り、同所から同市道を北進し認定外道路との交点に至り、同所から同認定外道路を北進し県道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 284ヘクタール</p>		
<p>横 枕 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 那須烏山市横枕607番地4先地ほか旧那須城ゴルフ場の敷地全域並びに644、646、647、648、649番地から652番地2、652番地3、669から671番地、671番地2、672、674、675、682、683、702番地1、719番地1から742番地3、750番地1から760番地、810、811番地、824番地から832番地、834番地及び835番地の区域</p> <p>2 面積 90ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>佐 野 駒 場 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 佐野市赤見町2007番地内一般国道293号と市道赤見234号線の交点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み市道赤見213号線との交点に至り、同所から同市道を南進し用水を渡り赤見町4538の南を迂回し農道を北東に進み市道赤見214号線の終点との交点に至り、同所から同市道を北進し赤見町姥ノ沢と壺ノ坪との字境に至り、同所から同字境を北西に進み赤見町越所と壺ノ坪との字境に至り、同所から同字境を北西に進み赤見町5399番地に接する市道赤見281号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み市道赤見282号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み佐野市と足利市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東に進み鳩の峰に至り、同所から尾根伝いに東進し通称高田山に至り、同所から水無沢を南東に進み水無沢に通ずる林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み市道赤見234号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 317ヘクタール</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>小 山 高 椅 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 小山市延島地内市道11号線と吉田用水との交点を起点とし、同所から同用水を南東に進み田川との合流点に至り、同所から田川を南西に進み栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み県道結城石橋線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道11号線との交点に至り、同</p>	<p>平成27年11月1日から平成37年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域 2 面積 190ヘクタール		
秋 山 学 寮 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 佐野市会沢町地内一般国道293号と佐野市と栃木市の行政界（会沢隧道）との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し県道柏倉葛生線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本町栃木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木田沼線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み旧葛生町と旧田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み佐野森林計画図旧田沼町田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同三好地区14林班内のウ準林班とエ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班を西進し農道（通称農道広沢線）との交点に至り、同所から同農道を西進し市道234号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6006号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6004号線との交点に至り、同所から同市道を北進し旧三騎林道との交点に至り、同所から同旧林道を北進し太平洋クラブ佐野（ヒルクレストコース）南側の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み更に北進し同野上地区63林班と同三好地区10班との林班界の交点に至り、同所から同林班界を北進し旧田沼町と旧葛生町との行政界に至り、同所から同林班界を北西に進み同森林計画区佐野市氷室地区と同常磐地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み県道秋山万町との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道仙波銅山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み林道麦生沢線との交点に至り、同所から同林道を東進し旧日鉄鉱業専用線との交点に至り、同所から同線を南進し市道岩崎麦生沢線との交点に至り、同所から尾根筋をアド山へ向かって東進し佐野市都市計画区域界との交点に至り、同所から同林道を東進し市道西山箕輪線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 2,749ヘクタール	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器

栃木県告示第494号

銃獵禁止区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第702号）は、平成27年10月31日限り、廃止する。
平成27年10月22日

栃木県知事 福 田 富 一
(自然環境課)